

英国知的財産庁（UKIPO）、英国のEU離脱（Brexit）後の移行期間の終了後の
知的財産に関する主な変更点の概要を公表

2020年11月6日
JETRO デュッセルドルフ事務所

2020年12月31日に英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）後の移行期間が終了し、2021年1月1日にEUの知的財産制度からの円滑な離脱を確保するために英国の知的財産法が変更される場所、英国知的財産庁（UKIPO）は、2020年10月28日、主な変更点の概要を、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースによれば、当該主な変更点の概要のうち、例えば産業財産権に関連するものについては、

[代理人の使用及び代理するための住所要件](#)

[英国の送達宛先](#)

[商標](#)

[意匠](#)

[国際商標及び意匠](#)

[非登録意匠](#)

[特許](#)

[補充的保護証明書（SPC）](#)

[英国とEEAの間の並行取引](#)

の各項目について、以下のとおり説明されている。

代理人の使用及び代理するための住所要件

2021年1月1日以降、英国の代理人は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）での新しい出願又は新しい手続について依頼人を代理することができなくなる。英国の所有権者は、EUIPOに対する新しい出願及び手続について本人を代理させるためには欧州経済領域（EEA）の代理人を選任する必要がある。

ただし、離脱協定は、移行期間の終了時に継続している場合（手続）については、英国の法定代理人が引き続き EUIPO に対して依頼人を代理できることを保障している。

英国の送達宛先（UK Address for Service (AfS)）

UKIPO は、移行期間の終了時に通信宛先（「送達宛先」 - AfS）に関する規則¹を変更す

¹ UKIPO が改正を必要としている Address for service に関する規則は、以下のとおりである。

・ Rules 23 and Schedule 1 of the Design Right (Proceedings before Comptroller) Rules 1989.

ることを検討している。

EEA への言及を削除することについての[意見募集](#)が行われたところ、新たな出願及び係争手続を開始するための新たな請求に関して、英国及びチャンネル諸島の送達宛先のみが認められることになる可能性がある。

いかなる変更も、全ての登録される知的財産権（特許、商標及び意匠）に適用され、可能な限り早く通知される。

商標

同等の英国商標権が、離脱協定の条項に基づいて移行期間の終了時に付与される。

2021年1月1日に、UKIPO は、全ての登録済の EU 商標（EUTM）について同等の英国商標を付与する。これらの英国の権利のそれぞれは次のようになる：

- ・ 英国商標登録簿に記録される
- ・ 英国法の下でそれを出願及び登録していた場合と同じ法的地位を有する
- ・ 元の EU 商標の出願日を維持する
- ・ 元の優先権や英国のシニオリティの日付を維持する
- ・ 元の EU 商標とは別に取消・無効、譲渡、ライセンス又は更新の対象になる完全に独立した英国商標となる

また、

- ・ この権利に関して出願をする必要も出願料を支払う必要もない。関係する管理は可能な限り少なくなる。
- ・ 英国の登録証を受け取らないが、英国政府のホームページ（[GOV.UK](#)）で当該商標に関する詳細にアクセスできるようになり、権利の証拠としてそこからスクリーンショットを取得できる。

移行期間の終了時に登録されていない EU 商標の出願を有する企業、組織又は個人には、同じ保護を求めて英国に出願するために9月の期間がある。この場合、英国の出願料を支払う必要があり、当該出願は英国の審査及び公告要件の対象となる。

UKIPO の電子及び紙の様式は、対応する EU 商標出願の先の出願日を主張するための新しいセクションを含むように修正される。

更新、オプトアウト手続及び番号付与に関する情報、並びに、この項目で取り上げられている主題に関する更なる詳細については、UKIPO の次のガイダンスを参照されたい。

- ・ [EU trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021](#)

-
- ・ Rule 103 of the Patents Rules 2007;
 - ・ Rule 42 of the Registered Design Rules 2006; and
 - ・ Rule 11 of the Trade Mark Rules 2008

UKIPO は、英国の新しい地理的表示 (GI) スキームがより広範な知的財産の枠組みと互換性があることを確保するために、環境・食料・農村地域省 (Defra) と協力しており、これにより、商標と GI の間の既存の関係は維持されることになる。この分野のガイダンスは追って公表される。

意匠

再登録英国意匠が、離脱協定の条項に基づいて移行期間の終了時に付与される。

2021 年 1 月 1 日に、UKIPO は、全ての登録共同体意匠 (RCD) について再登録意匠を付与する。これらの英国の権利はそれぞれ次のようになる：

- ・ 英国意匠登録簿に記録される
- ・ 英国法の下でそれを出願及び登録していた場合と同じ法的地位を有する
- ・ 元の登録共同体意匠の出願日を維持する
- ・ 元の優先日を維持する
- ・ 元の登録共同体意匠とは別に無効、譲渡、ライセンス又は更新の対象になる完全に独立した英国意匠となる

また、

- ・ この権利に関して出願をする必要も出願料を支払う必要もない。関係する管理は可能な限り少なくなる。
- ・ 英国の登録証を受け取らないが、英国政府のホームページ (GOV.UK) で当該意匠に関する詳細にアクセスできるようになり、権利の証拠としてそこからスクリーンショットを取得できる。

移行期間の終了時に登録されていない又は公告が延期されている登録共同体意匠の出願を有する企業、組織又は個人には、同じ保護を求めて英国に出願するために 9 月の期間がある。この場合、英国の出願料を支払う必要があり、当該出願は英国の審査要件の対象となる。

UKIPO の電子及び紙の様式は、対応する登録共同体意匠出願の先の出願日を主張するための新しいセクションを含むように修正される。

更新、オプトアウト手続及び番号付与に関する情報、並びに、この項目で取り上げられている主題に関する詳細については、UKIPO の次のガイダンスを参照されたい。

- ・ [Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021](#)
- ・ [EU and international designs after 1 January 2021: legal issues for right holders](#)

国際商標及び意匠

EU を指定する国際商標及び意匠は、離脱協定の条項に基づいて引き続き英国において保護される。

2021年1月1日に、UKIPOは、次のものを付与する：

- ・ 移行期間の終了時に保護されている全ての国際商標（EU指定）について同等の英国商標
- ・ 移行期間の終了時に保護されている全ての国際意匠（EU指定）について再登録英国意匠

EUを指定する国際商標又は意匠が、出願されているがまだ保護されていない場合、その所有者には、英国の商標又は意匠としての同じ権利を求めて出願するために9月の期間がある。英国の出願料を支払う必要があり、当該出願は、英国の審査要件の対象となるとともに、商標については公告要件の対象ともなる。

更新、オプトアウト手続及び番号付与に関する情報、並びに、この項目で取り上げられている主題に関する詳細については、UKIPOの次のガイダンスを参照されたい。

- ・ [Changes to international trade mark registrations after 1 January 2021](#)
- ・ [International EU protected designs after 1 January 2021](#)
- ・ [EU and international designs after 1 January 2021: legal issues for right holders](#)

非登録意匠

移行期間の終了前に発生した非登録共同体意匠は、その3年間の残存期間中は、継続非登録意匠（continuing unregistered design）によって、引き続き英国において保護される。

2021年1月1日以降は、補充的非登録意匠（SUD: supplementary unregistered design）が英国法の下で利用可能となる。

補充的非登録意匠は、非登録共同体意匠によって与えられる保護と類似の保護を提供するが、英国のみに関するものである。

補充的非登録意匠は、英国又は他の適格国における最初の開示によって確立される。EUにおける最初の開示は、補充的非登録意匠権を確立しないが、後に英国の非登録の権利を確立しようとした場合に意匠の新規性を喪失させる可能性がある。

企業は、最も重要な市場において適切な保護を得ることを確保するために、製品をどこで開示するかを慎重に検討する必要がある。

詳細については、UKIPOの次のガイダンスを参照されたい。

- ・ [Changes to unregistered designs from 1 January 2021](#)

特許

（非EUの）欧州特許条約（EPC）を利用して、欧州の30か国を超える国々で特許による保護を受けるために、UKIPOを経由して又は直接欧州特許庁（EPO）に欧州特許出願をすることができる。

EPOはEUの機関ではないため、英国のEU離脱は現在の欧州特許制度には影響を与え

ない。英国をカバーする既存の欧州特許も影響を受けない。

英国に拠点を置く欧州特許弁理士は、引き続き EPO に対して出願人を代理できる。詳細については、EPO のウェブサイト上の次の通知を参照されたい。

- ・ [Notice from the European Patent Office dated 29 January 2020 concerning the United Kingdom's withdrawal from the European Union on 31 January 2020](#)

補充的保護証明書 (SPC)

SPC は、EU 全体にわたる権利ではなく国内の権利として付与されるものである。

英国及び EU は、移行期間の終了時に英国における既存の SPC の継続的な保護を保障するために同等の権利を付与することに合意する必要はなかった。

離脱協定は、移行期間の終了時に係属中である SPC の申請が現在の枠組みに基づいて審査されることを保障している。

それらの申請に基づいて付与されるあらゆる SPC は、既存の SPC と同じ保護を提供する。

SPC の申請は、引き続き UKIPO に申請を提出することによって行なわれることになる。

(北アイルランド議定書により SPC に影響を与える変更)

販売認可に関する規制の変更により、1月1日から効力を生じる SPC の申請手続に関するいくつかの変更がある。

販売認可が英国全体で有効か又は北アイルランド若しくはグレートブリテンのみで有効かを確認する必要がある。

SPC の申請は、引き続き最初の認可から 6 月以内に UKIPO に提出されなければならない。

正しい様式及び添付書類を提出していることを確実にするために、次のガイダンスを確認されたい。

- ・ [Changes to SPC and patent law from 1 January 2021](#)

英国と EEA の間の並行取引

移行期間後に権利者によって又は権利者の許可を得て英国市場に置かれた商品の知的財産権は、EEA では消尽したと認められない可能性がある。

これは、知的財産権で保護された商品を英国から EEA に並行輸出する企業は権利者の同意を必要とする可能性があることを意味する。

移行期間後に権利者によって又は権利者の許可を得て EEA 市場に置かれた商品の知的財産権は、英国では引き続き消尽したと認められることになる。

これは、EEA から英国への並行輸入は影響を受けないことになることを意味する。

UKIPO は、2021 年初めに正式な協議を公表する予定であり、追って関係者に公表日を知らせる。

(知的財産権で保護された商品の EEA への並行輸出者にとっての行動)

知的財産権で保護された適法な商品を EEA に現在輸出しているかどうか確認されたい。これらは、英国市場に既に置かれた商品で、例えば商標が付されたものである可能性がある。

現在は、それらの商品を輸出するための権利者の許可は必要でないかもしれない。

2021 年 1 月 1 日以降は、これらの商品の輸出を継続するための許可を得るために権利者に連絡する必要があるかもしれない。

知的財産の権利者は、知的財産権で保護された商品が EEA に並行輸出されるための許可を与えないかもしれない。

知的財産の権利者との話し合いの結果に基づき、ビジネスの取決め、ビジネスモデル又はサプライチェーンを見直す必要があるかもしれない。

(知的財産の権利者にとっての行動)

知的財産権（商標、特許、意匠又は著作権）を所有する企業は、当該企業の知的財産権で保護された商品が英国から EEA に並行輸出された場合、法的アドバイスを求めることができる。

知的財産権の権利者は、知的財産権で保護された商品の英国から EEA への並行輸出を 2021 年 1 月 1 日以降に許可することを希望するかどうかを検討する必要がある。

さらに、本ニュースリリースには、以上の項目の他にも、「著作権」及び「地理的表示」の各項目についての主な変更点の概要が含まれている。

— UKIPO のニュースリリースは、以下参照 —

[Intellectual property after 1 January 2021](#)

— 英国の EU 離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

- [欧州連合知的財産庁 \(EUIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の影響に関する情報を更新 \(2020 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(特に、知的財産権の税関エンフォースメントの分野\) \(2020 年 8 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会及び英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(2020 年 7 月 14 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州の関係当局、英国の欧州連合 \(EU\) 離脱 \(Brexit\) の知的財産への影響に関する情報を公表 \(2020 年 2 月 3 日\) \(PDF\)](#)

- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱（no-deal Brexit）の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表（2019年9月23日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、英国の EU 離脱（Brexit）の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表（2019年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始（2019年7月11日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国の EU 離脱に関するガイダンス文書を公表（2019年1月25日）（PDF）](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表（2018年11月15日）（PDF）](#)
- [英国政府、EU 離脱協定の合意がなかった場合（「No Brexit Deal」）における 知的財産関係のガイダンス文書を公表（2018年9月27日）（PDF）](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所（UPC）協定を批准（2018年4月30日）（PDF）](#)
- [欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題（Brexit）の EU 商標及び共同体意匠への影響に関する Q&A を公表（2018年1月31日）（PDF）](#)
- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)
- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表（2017年9月12日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表（2016年11月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)

(以上)